

徳島県告示第五百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
鳴門市撫養町木津字前川屋五三二番一、五三三番一、五三五番、五三六番一、五三七番一及び五三八番並びに五三五番地先市有地	徳島市昭和町八丁目五五番地	有限会社優企画
小松島市中田町字蛭子ノ本九〇番二及び九〇番五の各一部並びに九〇番一地先市有地	小松島市金磯町九番一〇号	ベイ・サイド有限会社
板野郡北島町北村字東蛭子六〇番二	板野郡松茂町満穂字満穂開拓一六番地四 リース ハイツ二〇五号室	鏡原 沙織
同 鯛浜字大西一四七番一、一四九番一及び一五三番七並びに一四八番六及び一四八番七の各一部並びに一四七番一地先町有地	同 北島町江尻字妙蛇池三三番地一	株式会社渡辺不動産
同 中村字福神一六番三及び一七番一	同 鯛浜字かや 一二三番地三	M・Cケアネス株式会社